

2 消安第4822号
令和3年2月5日

一般社団法人 全国植物検疫協会
会長 花島 陽治 殿

農林水産省消費・安全局
植物防疫課長 望月 光顕

植物防疫法施行規則の一部改正が施行されるまでの輸入検疫措置の実施について

植物防疫課においては、国内外における病害虫の発生情報、各国植物検疫当局によるリスク管理措置の導入及び見直しに関する情報等の収集及び分析を実施し、適時適切に植物検疫措置を見直しすることにより、我が国への検疫有害動植物の侵入防止に万全を期しているところです。

今般、植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の2第36項に定める*Tomato brown rugose fruit virus*（以下「ToBRFV」という。）について、これまで規制されていなかった地域から我が国に侵入するリスクが存在すると判断されたことから、現在、本規則の改正について、準備を進めているところです。

一方、ToBRFVについては、種苗を介して拡散する近年発見された新種のウイルスであり、現在も多くの国からトマト等での被害報告や発生に係る疑義情報等が報告されています。

このため、本見直しに係る改正規則が施行されるまでの間、全地域・国に対して①輸出前の精密検定及び②検定を実施した結果本ウイルスが不在である旨の追記（*Fulfills item 36 of the Annexed Table 2-2 of the Ordinance for Enforcement of the Plant Protection Act (MAF Ordinance No73/1950)*）を要求するSPS通報を発出しましたので、お知らせします（別添）。

さらに、本ウイルスの侵入防止に万全を期すため、本SPS通報を発出した日から本措置が適用されるまでの30日間（令和3年2月4日から令和3年3月5日。なお、別添のSPS通報の発出日の翌日0時以降に輸入された荷口から対象とする。）についても、追加の輸入検疫措置を実施することとしておりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

なお、「リスク管理情報に基づく輸入検査対応について」（令和2年12月1日付け2消安第3651号-1）については、本通知をもって廃止します。